

## 秋田県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月9日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類及び名称  
八郎潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 八郎潟都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成26年9月9日

## 秋田県告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月9日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類及び名称  
秋田都市計画道路（3・4・11号新屋土崎線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 秋田市川元小川町、川元むつみ町、川元開和町、川元山下町、山王五丁目、旭北錦町、旭南一丁目及び旭南三丁目の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成26年9月9日